

7 障がい福祉従事者を支える取り組み

県の取り組み

県は、障がい福祉従事者の養成を実施する役割を担い、法定研修その他必要とされる任意研修等を実施します。また、県（自立支援）協議会人材育成部会において、研修のあり方や人材育成等について検討します。

あわせて、国指導者養成研修に従事者を派遣し、県が実施する研修の指導的人材の計画的な養成に努めます。

また、主任相談支援専門員をはじめとする相談支援等の専門職のアドバイザーを、（自立支援）協議会の活性化、相談支援体制の整備、人材育成など、地域の課題やニーズに応じ、市町や地域（自立支援）協議会等に派遣し、指導・調整や広域的支援を行います。

市町の取り組み

市町は、主任相談支援専門員と協働し、地域の障がい福祉ニーズの把握や、課題解決のための方法を検討し、適切な支援を提供できるよう努めます。また、基幹相談支援センターや地域（自立支援）協議会と連携し、相談支援体制や関係機関のネットワークを強化していきます。

地域（自立支援）協議会の取り組み

個別事例などを通じて明らかになった地域の障がい福祉の課題に応じ、地域における支援体制整備をすすめる役割を担っています。その中で、市町や障がい福祉サービス従事者、関係機関とともに事例検討や研修等を企画・運営するとともにネットワークを構築し、また、基幹相談支援センター等と協働して、協議会の活性化や人材育成に取り組みます。

事業所の取り組み

日常の業務を通じ、従事者のスキルアップを図り、事業所内でのOJTを実施します。また、各研修や地域（自立支援）協議会等に従事者が、講師や研修受講者として参加できるようにします。

8 今後に向けて

地域（自立支援）協議会や障がい福祉の関係団体等において本ビジョンを共有し、下記事項の充実・強化についても取り組んでいきます。

- ・次世代指導者の育成
- ・主任相談支援専門員をはじめとする中核的人材による相談支援体制の充実

なお、人材育成ビジョンは、研修制度の改正や福井県共生社会実現プラン（障がい者福祉計画）の策定等に合わせて、適宜見直しを行っていきます。